

## 令和8年度 放課後児童クラブ保護者負担金減免の申請について

減免申請は毎年度必要です。

### 1. 就学援助の認定を受ける予定の方

・4月からの減免を希望する方は、下部のフォームから令和8年2月27日（金）までに申請してください。

・減免の申請をされた方については、令和8年度の就学援助認定を受けられるものと見なし、減免決定（例年7月中旬頃）までの間については、保護者負担金の半額分を「仮減免」します。

→就学援助の認定を受けられた場合

7月中を目途に減免決定通知書を申請者へ送付します。

7月以降も引き続き保護者負担金の半額分が減免となります。

→就学援助が否認定や未申請の場合

4月～6月の保護者負担金の減免相当額（半額分）を追加で納付いただきます。

### 2. 生活保護受給世帯の方

・4月からの減免を希望する方は、下部のフォームから令和8年2月27日（金）までに申請してください。

・生活保護の受給状況を確認でき次第、減免決定通知書を申請者へ送付し、決定月以降の保護者負担金の全額を減免します。

### 3. 年度の途中から減免申請をする方

・年度途中の申請も可能ですが、前月以前に遡っての減免はできません。

・減免を希望する月の末日（その月の保護者負担金の納入期限）の7日前までに申請してください。

【減免申請提出フォーム】

URL : <https://logoform.jp/form/BJcW/451226>